

指名停止措置変更の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

山崎建設株式会社
福井県福井市江守中町第7号17番地

2. 指名停止措置期間

従前 平成24年12月19日から平成25年3月18日まで（3ヶ月）
変更後 平成24年12月19日から平成25年6月18日まで（6ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

山崎建設株式会社は、平成24年8月27日付け近畿中国森林管理局岡山森林管理署長と契約した「津川山国有林外森林整備事業」及び「用郷山国有林外森林整備事業」において、再三にわたる指導のもと、事業着手の遅れに加え、事業期間を有償延長していたにもかかわらず、平成25年1月28日及び平成25年1月31日に「労務確保の不手際による事業完成不能届」を提出したことにより事業期間内に事業完了する見込みがないとして、甲の解除権により契約解除に至った。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」の別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務部 経 理 課 長 三 上 均 電話 018-836-2070